

社会福祉法人加古川市社会福祉協議会 有料広告の掲載取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の広報媒体に有料で広告を掲載する際の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告掲載は、本会の新たな財源の確保及び広告掲載企業の社会貢献機会の提供並びに多様な団体の地域福祉への理解推進を目的とする。

(広告の範囲)

第3条 掲載できる広告は、公共性及び中立性を損なうおそれのないもので、社会的信用度が高いものに限ることとし、広報媒体に掲載する内容及びデザインとの調和に配慮するものとする。

2 次の各号に掲げる広告は、広報媒体には掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 意見広告
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 人材を募集するもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) その他広報媒体に掲載する広告として不適切であると本会理事長(以下「理事長」という。)が認めるもの

3 前項に定めるもののほか広報媒体に掲載できる広告に関する基準は、加古川市広告掲載基準に準ずるものとする。

(広告の掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載は、本会の団体会員及び賛助会員を優先するものとし、その他の順位は以下のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 私企業のうち公共性の高い企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) その他掲載する広告として妥当であると理事長が認めるもの

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広報媒体の種類は、別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、広告掲載位置及び広告料等は、別に定める。

(広告の申込)

第7条 前条の規定により広告掲載希望者は、理事長に広告掲載の申込を行わなければならない。

2 広告原稿の作成費用等は、広告掲載希望者の負担とする。

(広告掲載の決定)

第8条 理事長は、前条第1項の広告掲載申込があったときは、先着順に本会において審査し、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに広告掲載内容及び条件について申込者に通知するものとする。

(広告料の納入)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」とする。)は、理事長が指定する期日までに広告掲載料を納入するものとする。

(広告の内容等の変更)

第10条 理事長は、広告の内容、デザイン(以下「広告の内容等」という。)が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、いつでも、広告主等に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告の内容等の変更を行うときは、理事長に申し出なければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 理事長は、次の各号に該当するときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。

(3) 広告内容等が、各種法令、本要綱又は加古川市広告掲載基準に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(4) その他広告掲載が適切でないと理事長が認めたとき。

2 理事長は、前項の規定により広告を取り消したときは、広告主等に対し、その賠償の責めを負わない。この場合において、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取下げることができるものとする。

2 前項の規定により、広告掲載を取下げる場合は、広告主は理事長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により、広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を当該広告主に返還する。

2 広告掲載料に月額を定める場合の前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の総額とする。

3 第1項の規定により、還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、理事長に保証するものとする。

3 広告主は、所在地・名称・代表者名・連絡先を明記する。

4 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告主の届出義務)

第15条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに理事長に届け出なければならない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) 広告掲載申込内容等に変更があったとき。

(補則)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。